

救護者費用等補償特約（入院条件 14 日型）（国内旅行傷害保険特約用）

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
き	救護者	被保険者の搜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）搜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます。
け	現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
こ	国内旅行特約	この特約が付帯される国内旅行傷害保険特約をいいます。
さ	山岳登山	ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
ほ	保険金	救護者費用等保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の救護者費用等保険金額をいいます。
り	旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいいます。

第1条 （保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 旅行行程中に被った国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② 旅行行程中に被った傷害を直接の原因として、継続して14日以上入院（注）した場合
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当した場合
 - ア. 旅行行程中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が方向不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山中に遭難した場合。
 - イ. 旅行行程中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
（注）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

（2）（1）③ア. の山岳登山中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定日時の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるもののいずれかに対して、被保険者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察その他の公的機関
- ② サルベージ会社または航空会社
- ③ 遭難救助隊

第2条 （費用の範囲）

前条（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 搜索救助費用
遭難した被保険者を搜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。ただし、被保険者が山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用は含まれません。
- ② 交通費
救護者の現地までの電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救護者2名分を限度とします。ただし、前条（1）③イ. の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊施設の客室料
現地および現地までの行程における救護者の宿泊施設（注2）の客室料をいい、救護者2名分を限度とし、かつ、救護者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条（1）③イ. の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を被保険者の住所もしくは病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注3）をいいます。ただし、被保険者が戻戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。
- ⑤ 諸雑費
救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、30,000円を限度とします。
（注1）搜索、救助または移送をいいます。
（注2）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
（注3）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含まれます。

第3条 （保険金を支払わない場合—その1）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって第1条（保険金を支払う場合）（1）①から③のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間。
 - イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他

これらに類似の事変または暴動（注3）

- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
- （注3）この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、次のいずれかに該当する間に生じた事故によって第1条（保険金を支払う場合）（1）①から③に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - ② 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- （3）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって、第1条（保険金を支払う場合）（1）③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって第1条（保険金を支払う場合）（1）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（救援者費用等保険金の支払）

当社は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第1条（保険金を支払う場合）に掲げる場合と同等のその他の場合に対して通常負担する費用相当額（注）についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

（注）この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第6条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第2条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（事故の通知）

（1）被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）①～③までのいずれかに該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同条（1）①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ① 第1条（1）①または②の場合は、保険事故発生状況、傷害の程度
- ② 第1条（1）③の場合は、行方不明もしくは遭難または同条（1）③の事故発生状況

（2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（1）および（2）のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（4）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）、（2）または（3）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

（1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1章基本条項〈用語の定義〉における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な

理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 （保険金の支払時期）

（１）当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、費用もしくは傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、傷害の程度、保険事故と傷害および費用の関係ならびに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査		日数
①	（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180日
②	（１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④	（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注１）被保険者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）（１）または（２）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条 （時効）

保険金請求権は、第9条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条 （代位）

（１）第1条（保険金を支払う場合）（１）の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（１）もしくは（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条 （普通保険約款との関係）

（１）この特約が適用される場合には、普通保険約款の規定のうち次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第1章基本条項のうち、次に掲げる規定
 - ア. 第15条（事故の通知）
 - イ. 第16条（保険金の請求）
 - ウ. 第17条（保険金の支払時期）
 - エ. 第19条（時効）
 - オ. 第20条（代位）
- ② 第2章補償条項のうち、次に掲げる規定
 - ア. 第2条（保険金を支払わない場合—その1）
 - イ. 第3条（保険金を支払わない場合—その2）

（２）この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（告知義務）（３）③の規定中「第2章補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当する事由が発生する前に」
- ② 第2条（告知義務）（４）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当する事由が発生した後」
- ③ 第2条（告知義務）（５）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した費用」
- ④ 第9条（重大事由による解除）（１）①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）（１）の①から③までのいずれかに該当する事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。」

（３）当社は、普通保険約款第9条（重大事由による解除）（２）および（３）を次のとおり読み替え、（４）を追加してこの特約に適用します。

「
（２）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② この特約第1条（保険金を支払う場合）（１）の費用

に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

」

①から③までのいずれかに該当する事由」

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、国内旅行特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当社の定める事故状況報告書
4. 第1条（保険金を支払う場合）(1) ①から③までのいずれかに該当したことを証明する書類
5. 保険金の支払を受けようとする第2条（費用の範囲）①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
6. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
7. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
8. その他当社が第10条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第14条 (国内旅行特約との関係)

この特約については、国内旅行特約のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険責任の始期および終期）(4) の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1) ①から③までのいずれかに該当する事由により発生した費用」
- ② 第1条（保険責任の始期および終期）(4) ①および②の規定中「事故」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)